

事前評価調書(案)

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業(かんがい排水事業)					
地区名	めいじょうすいにしすじ 明治用水西井筋地区					
事業箇所	刈谷市、豊田市、安城市、知立市					
事業のあらまし	<p>明治用水西井筋は、西三河地域を支える明治用水の支線水路のひとつであり、農業のみならず、地域の経済・社会を支える延長 8.5 km の農業用水路である。</p> <p>現在の施設は、昭和 57 年度から平成 7 年度にかけて実施した県営かんがい排水事業により、開水路を管水路化したものであり、整備後 30 年程度が経過し、突発的な漏水事故が発生するなど、施設の維持管理に多大な費用・労力を要している。</p> <p>一方、当地域は南海トラフ地震防災対策推進地域等に指定されるなど、大規模地震の発生が危惧されており、農業被害のみならず住宅・公共施設への二次被害も懸念されている。</p> <p>このため、本事業により老朽化及び耐震対策を実施することにより、施設の機能維持・強化を図り、良質な農業用水の安定供給を維持し、農業生産の維持並びに農業経営の安定化を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>安定的な用水機能を維持すること、かつ、地震に対して安全を確保することで、大規模地震発生時に想定される二次災害を防止し、農業生産の維持、農業経営の安定化を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	43.2 億円		■工事費 37.5 億円、■用補費 1.2 億円、■その他 4.5 億円			
事業期間	採択予定年度	平成 31 年度	着工予定年度	平成 32 年度	完成予定年度	平成 40 年度
事業内容	用水路工 5.5km					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区の用水路は布設後 30 年程度が経過し、老朽化や都市化に伴う自動車荷重の増加等による施設の劣化が原因の漏水が頻発しており、水管理に多大な労力を要している。</p> <p>また、大規模地震により損壊した施設からの流出水による、農業関連施設、公共施設等への二次災害が懸念されている。</p> <p>これらの状況から、農業生産を維持し、農業経営の安定化を図るため、施設を更新整備する必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>近年、老朽化等に伴う漏水が頻発しており、大規模地震時における漏水被害発生も懸念されることから、農業生産の維持、農業経営の安定化を図るためには、本施設の早急な更新整備が必要である。</p>			

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

区 分		事前評価時 (基準年:H30)	備 考
費用 (億円)	事業費	31.9	
	その他費用 注)	50.3	
	合計 (C)	82.2	
効果 (億円)	作物生産効果	57.4	
	品質向上効果	4.8	
	営農経費節減効果	△0.3	
	維持管理費節減効果	△1.5	
	地域用水効果	1.5	
	災害時の復旧対策費節減効果	23.9	
	合計 (B)	85.8	
	(参考) 算定要因	水田作付面積 (ha) 畑作付面積 (ha)	318.6 1.4
費用対効果分析結果 (B/C)		1.04	

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

注) その他費用の内訳

①当該施設

再整備費+事業着工時点の資産価格—評価期間終了時点の資産価格

②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設（明治用水頭首工、幹線水路等）

新規整備費+再整備費+事業着工時点の資産価格—評価期間終了時点の資産価格

※評価期間：50年（当該事業の工事期間10年+40年）

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】

「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」（平成27年9月）による。

2) 貨幣価値化困難な効果

該当なし

判定

A

A：十分な事業効果が期待できる。

B：十分な事業効果が期待できない。

【理由】

費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。

1) 事業計画

		H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
工種 区分	調査・設計	←									→
	用地補償		←								→
	工事										
	・用水路工		←								→
事業費（億円）		19.5					23.7				

2) 地元の合意形成

土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。

3) 環境への影響

工事に際しては、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策及び濁水の流出対策を実施することにより、水生生物の生息環境及び地域住民の生活環境への配慮を行う。

		A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。
		【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。	
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	地震時における地盤の液状化の可能性が確認されたことから、液状化に対応する複数の工法を施工性・経済性等の観点から総合的に勘案し、経済的かつ効率的で最も妥当な計画としている。	
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。
【理由】 経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。			
Ⅲ 対応方針（案）			
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。		
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容			
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・作物生産の状況 ・耐震対策を実施した施設については、想定規模と同等の地震がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の地震が発生した場合にその効果を検証する。			
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見			
Ⅵ 対応方針			